◎問い合わせ先:福祉課子育て

係へお問い合わせください。 手続きをされていない方は、 の受給要件を満たしている方で、

地域住民との意見交換会移動教育委員会と

保健・福祉

解を深 開催 に関する会議を傍聴していただ く機会を設けています。 市民の皆 市民館で開催している教育 めて 8月10日 (火) いただくために、 様に教育委員会の理 通

移動教育委員会 水之上小学校

■ 時間 午後2時(午後3時15分(予定)

■主な議案

および評価について ■主な報告事項 学校教育· 垂水市教育委員会の事務点検 社会教育 市民ス

■傍聴方法

ツ等に関する事項

②地域住民との意見交換会 開催時刻5分前までに受付

■時間 午後3時30分

午後4時30分(予定)

투

携を図ればよいか。

校と家庭、地域がどのように連

家庭の教育力向上の為に、

◎問い合わせ先 教育総務課232-

護のご利用案内 模多機能型居宅

■小規模多機能型居宅介護とは

として、 を組み合わせた多機能なサービ の希望などに応じ、 その置かれている環境、 ご自宅での生活が継続するよ 介護事業所への通いを中心 利用者の心身の状況、 訪問や宿泊 利用者

■市内事業所

スが受けられます

①ほほえみ(海潟502番地1) 32 | 5 | 7 | 0 | 8

③くぬきの里(柊原625番地1)

④恵典の泉 (新城732番地1)

困りな方は、 左記問い

合 わせ

先までご連絡ください

◎問い合わせ先

保健課介護保険係

地域包括支援センタ 5

のご案内

様のご相談に応じます。この機 祉課の職員が、 る疑問等について、 に対する援護や軍 病者や戦没者等のご遺 直接、

■時間 垂水市市民館

■場所

⑥その他、 ⑤旧軍人の恩給や扶助料

県のホー ムペー ジにも情報を

族

■相談内容

④援護年金 ③戦傷病者等の妻への特別給付金 ②戦没者等の妻への特別給付金

■その他 関して疑問に思っていること

◎問い合わせ先

3年度移動援護

会に遠慮なくご相談ください。 人恩給に関す 県庁社会福 県民の皆

9月16日 (木) 10時30分~14時30分

できます。

①戦没者等の遺族への特別弔慰金

日頃から援護や恩給に

相談内容に関する資料をお持ち の方は、 事前申込みは必要ありません。 直接会場へお越しください。 当日ご持参ください

込者1人につき1枚配布します。

-トに記入いただいた上で、

掲載しています

県庁社会福祉課恩給係

配布開始に

つクいの

スルプマ・ -クとは

クを提示する ことがある場合に、 災害時や緊急時、 支援を必要としている方が、 日常で困った ヘルプマー

求めることが ことで、支援を

■ヘルプマーク配布対象者 義足・人工関節を使用して 妊い

る方、 配慮や支援を必要とする方。 等が必要なことが分からない方 娠初期の方など、 日常・災害時などにおいて、 内部障害・難病の方、 外見から援助

■配布窓口 ■配布開始日 福祉課 日

■配布方法

趣旨にご理解いただき、

※交通機関割引・福祉サ ※障害者手帳や介護認定の有無 は問いません。

受けることはできません。

祉係☎0994 ◎問い合わせ先:福祉課障害福 32 5

各種手当のご紹介

1児童扶養手当

■受給者要件 ・父または母と生計が別の児童を監護している父または 母(父子家庭の父または母子家庭の母)

お手続きください。

また、

下記

子育て支援係・障害福祉係にて、

方は本人に通知します。

福祉課

現在受給中(停止中含む)

④特別障害者手当

8月12日(木)(

9月13日 (月)

③障害児福祉手当

②特別児童扶養手当

8月2日 (月) (

31日 (火

ひとり親家庭医療費助成金

8月12日(木)~

9月13日 (月)

■手続方法

- ・父母のいない児童を監護している里親以外の養育者
- ・父または母が重度障害の状態にある児童の父または母

■手当の対象となる児童

18歳になる日以降の最初の3月31日までの児童(障 害を有する場合は20歳未満)で次に該当する者

- ①父母が婚姻を解消した児童
- ②父または母が死亡した児童
- ③父または母が法令で規定する障害の状態にある児童
- ④父または母の生死が明らかでない児童
- ⑤父または母が継続1年以上遺棄している児童
- ⑥父または母が裁判所のDV保護命令を受けた児童 ⑦父または母が法令で継続1年以上拘禁されている児童
- ⑧母が婚姻によらないで懐胎した児童(認知含) ⑨上記①~⑧への該当が明らかでない児童

■手当額(月額)

①児童が1人の場合 10,180 円~ 43,160 円

②児童が2人の場合 5,100円~10,190円加算

③児童が1人増す毎に3,060円~6,110円加算 ②特別児童扶養手当

■受給者要件

精神または身体に障害のある児童を監護する父か母 または父母に代わって養育している方

■手当の対象となる児童

①児童扶養手当・ ■現況届の提出期間

一定以上の障害があり、日常生活において、常に介 護を必要とする20歳未満の児童。ただし、施設などに 入所している児童は除きます。

各種手当の現況届

現況届の提出が必要です。

各種手当の受給者は、

毎年、

※提出がない場合、手当を受け

られないことがあります。

扶養義務者や世帯員の所得状

況等で受給できない場合や、

止になることがあります。

児童福祉支援

■手当額(月額)※児童扶養手当と併給可

①重度障害児1人 52,500円 ②中度障害児1人 34,970円

3 障害児福祉手当

■受給者要件 一定以上の障害があり、日常生活において、常に介 護を必要とする20歳未満の児童。ただし、施設などに

入所している児童は除きます。 ■手当額(月額) ※特別児童扶養手当との併給可 14.880 円 ※今年度は、手当額の変更はありません

4特別障害者手当 ■受給者要件

重度の障害があり、常時特別の介護を要する 20 歳以 上の方。ただし、施設などに入所中の方、医療機関に 3か月以上入院中の方は除きます。

- ※手当の対象者(次のいずれかに当てはまる方)
- ①おおむね、重度の障害を2つ以上お持ちの方 ②寝たきり等で、日常生活が1人ではできない方
- ③絶対安静の症状がながく続いている方 ④重度の精神障害や知的障害により、日常生活能力が ほとんどない方

■手当額(月額)

27.350 円 ※今年度は、手当額の変更はありません